

環境破壊兵器の法的規制

——環境変更技術の敵対的使用禁止条約をめぐる——

藤 田 久 一

- 一 は し が き
- 二 環境兵器禁止条約の成立経緯
- 三 環境兵器禁止条約の問題点
 - (1) 条約の目的、対象——軍縮措置か使用禁止措置か
 - (2) 環境変更技術の禁止範囲
 - (3) 平和利用の問題点
 - (4) 条約適用の手続と機関
 - (5) 再検討会議
- 四 む す び

一 は し が き

今日環境問題の法規制がさまざまな国際活動に影響を及ぼしつつあるが、軍事的活動の場合もその例外ではない。従来武力紛争時の軍事行動の場合は、平時では考えられないほどの環境破壊も許容されるものとみなされがちであっ

環境破壊兵器の法的規制

た。しかし最近の科学技術の進歩はますます非人道的性質の兵器や害敵手段を生み出していると同時に、自然環境を変更に敵対目的に使用する技術の開発の段階にまで至っている。

ところで、環境破壊手段の規制について最近二つの注目すべき国際立法作業が行なわれた。一つは一九七四―七七年国際人道法会議におけるこの問題の検討と成文化であり、もう一つは一九七六年「環境変更技術の軍事的又はその他の敵対的使用の禁止に関する条約」の作成である。

とくに後者の条約は第二次大戦後の国際社会における害敵手段規制の歩みの中でかなり特異な位置を占めると思われる。まず、戦後の軍縮交渉が進捗しない状況の中で近年クローズアップしてきた環境問題を米ソがいち早く取り上げて急いで条約化したという成立経緯の特異性である。この点では生物兵器禁止条約のそれと若干似ている。また、この環境兵器条約はもっぱら軍縮問題を取扱うジュネーブ軍縮委員会において審議作成されたが、内容的にはむしろ使用規制の条約であり、その種のものとしては戦後はじめの成文化作業である。

右のような特異性をもつ条約が核軍縮や化学兵器問題など山積した課題を飛び越しなげいまの時期に短期間で成立しえたか。はたしてこの条約は環境破壊を効果的に防止しうるか。戦後の軍事関係条約の体系の中でそれはどのような位置づけられるか。こうした点を念頭に置きつつ、この条約作成を中心とする環境兵器規制の法状況を探ってみた。

二 環境兵器禁止条約の成立経緯

環境兵器禁止条約の特徴や性質は他の条約にもましてその成立条件により規定され制約を受けていると思われるの

で、まずその成立経緯をやや詳しくふりかえっておきたい。

国際社会において環境兵器問題が直接非難の対象となり世間の関心を引くようになったのはかなり最近のことである。そのきっかけはベトナム戦争中米軍が行なった無差別的な大量爆撃や化学兵器などさまざまの「新・改良兵器」の使用であった。たとえば枯葉剤として広大な森林や稲作地帯に枯葉剤を大量散布して草木や穀物を枯らせその地域の生態系に異常を生ぜしめるに至ったり、また降雨作戦として雨期の自然降雨量を人工的に増加させたり雨期を延長させるという企てまで試みられた。⁽¹⁾ こうした環境や生態系の変更や破壊の企てに対して、それらを「エコサイド」と名づけて非難しその違法性を主張したり、さらにそれをジェノサイドとならぶ国際法上の犯罪の新カテゴリーに入れようとする試みもリチャード・A・フォークなどから提起された。⁽²⁾

他方、環境破壊、公害の問題は一九七〇年代に入り国際間にクローズアップされ、これを規制するための国際会議も開催されるようになった。このような動きの中でおそらくベトナム戦争を念頭におきつつ戦争こそ最大の環境破壊であるという確信がますます深まり、とくに武力紛争における環境破壊技術や手段の禁止の必要性が叫ばれるにいたった。一九七二年六月一六日国連人間環境会議の宣言は「原則二六」として「人およびその環境は、核兵器および他のすべての大量破壊手段の影響から免れなければならない。諸国は関連国際機関においてかような兵器の除去および完全な廃棄に関する協定にすみやかに達するよう努めなければならない」と述べている。⁽⁴⁾

このような国際状況を背景に米ソ両国の環境兵器問題への取組みがはじまった。まず一九七三年七月一日米国上院は、あらゆる環境変更または地球物理学的変更の戦争兵器としての使用あるいはそのための研究・実験を禁止する条約に諸国政府が同意することを求めるよう米国政府に要請する決議を採択した。この決議付属の条約案には降雨操

作などの軍事的天候変更活動や地震、海流変更など一連の禁止行為のリストが含まれていた。⁽⁵⁾

翌七四年七月三日米ソ・モスクワ首脳会議は環境変更技術の軍事目的のための使用に関する次のような共同声明⁽⁶⁾を発表した。「米ソは、可能な新しい戦争手段の人類に対する潜在的危険を除去することを願ひ、環境分野(気候(Climate)変更を含む)における科学・技術的進歩が軍事目的に環境変更技術を使用する可能性を開きうることを考慮し、そのような使用が人間の福祉に対して広範、長期かつ重大な有害効果をもたらしうることを認識し、科学・技術的進歩が人間と自然の相互関係を改善しうることをも認識し、一、環境変更技術の軍事目的のための使用の危険性を克服しうる最も効果的な措置を擁護する。二、この問題を検討するため今年米ソ代表の会合を開催することを決定した。三、第一項に言及された措置についていかなるステップがとられうるかをも討議することを決定した。」

この声明は多くの国から歓迎され、一九七四年夏のジュネーブ軍縮委員会(以下CCDと略称する)においても注目を集めたが、⁽⁷⁾この段階ですでに若干の疑惑も表明されていた。その一つは、声明の内容が環境変更技術そのものを違法化しようとするものではなく軍事目的でのその使用の危険を除去するという制限的なものすぎないこと、もう一つは、声明では「気候(Climate)変更」すなわち長期の天候(Long-term weather)の変化に言及することにより、すでに使用準備がなされより緊急の問題であるはずの短期の天候条件の変化すなわち天候(weather)変更を意識的に除外していること、である。⁽⁸⁾

他方、国連では一九七四年ソ連の要求により第二九総会の議題に「国際の安全、人類の福祉及び健康の維持に反する軍事的及びその他の敵対的目的のために環境と気候に影響を与える行為の禁止」という項目が挿入された。⁽⁹⁾この要求に際してグロムイコ外相は「軍事目的で環境に影響を及ぼす行為を違法とする国際条約を起草し締結する」必要性

を強調し、この考えを是認する決議の採択を総会に求めた。ついで、ソ連が付託し他の一四カ国が共同提案国となった決議案は、総会がこの種の国際条約の締結を通じて適切な措置をとる必要を認め、この条約の条文に関する合意に達するようCCDに要求するものであった。またこの決議案の付属としてソ連の作成した条約案が付けられていた。決議案の共同提案国となった東欧諸国、非同盟諸国はソ連条約案にも全面的支持を表明したし、討議においても決議案は多くの代表から重要かつ時宜に合ったものとして歓迎された。しかし若干の西欧諸国やラテンアメリカ諸国は、条約案中の禁止行為の定義および範囲に関する用語やこのような冒頭の段階で条約案を付託することの適切性について留保を表明し、まず第一歩としてCCDでこの問題の包括的研究がなされるべきであると主張した。⁽¹⁰⁾ソ連は右のような留保や主張に対してわずかに修正した決議案を付託し（さらに九カ国がこの共同提案国となる）、一九七四年一月九日総会はこれを賛成一二六、反対ゼロ、棄権五で採択した。⁽¹¹⁾

この決議でテークノートされたソ連提出の条約案、正式には「国際の安全、人類の福祉及び健康の維持に反する軍事的及びその他の目的のために環境と気候に影響を与える行為の禁止に関する条約案」⁽¹²⁾は前文と一ニカ条からなるが、その第一条は次のようである。「この条約の各締約国は、軍事目的ないし国際安全、人類の福祉及び健康の維持に反する軍事的及びその他の目的で、天候 (weather) および気候 (climate) を含む環境に影響を与える気象学的、地球物理学的又は他の科学的ないしは技術的手段を開発しないこと、さらに、いかなる状況においても環境および気候に影響を与えるこれらの手段に訴えずまたこれらの使用のための準備を行なわないことを約束する。」また第二条には、第一条に定義された諸々の禁止手段や行為のリストがあげられているが、それらは一九七三年米国上院決議中のリストよりやや広い。他の諸規定については二文書とも大体類似している。⁽¹³⁾

一九七五年のCCD⁽¹⁴⁾では、右のソ連のイニシアチブが新しい戦争手段の一般的使用の前にその禁止を達成しようとする好ましい努力として評価された。社会主義諸国、非同盟諸国を含む多くの国はソ連の条約案に基づいてできるだけすみやかに合意に達するため緊急に行動する必要を強調した。他方、米国と他の西側諸国は、広汎な専門的検討を経ずにこの問題について具体的行動をとることに疑問を表明した。これらの諸国は専門家会合を示唆し、また実際にこの問題に関する知識をもつ唯二つの国米ソの情報にCCDが依存せざるをえないことも指摘された。結局スエーデンの提案に基づいて、CCDの一九七五年夏会期中(八月四―七日)に一〇カ国の専門家の参加による非公式会合が開催された。そこでの討議の大半は、実験的には開発されたまた理論上可能なさまざまな天候や気候変更技術の検討およびそれらの軍事的利用の起こりうる危険性についてなされた。非公式会合での討議とそこに提出されたいくつかの作業文書⁽¹⁵⁾から、条約作成のための交渉を促進させる技術的基盤ができた、と多くの代表は判断した。

なお、国際人道法会議は一九七五年春の第二会期で、武力紛争時の環境保護に関する条文を委員会段階ではあるがすでに採択していた。

この状況の中で、そしてヘルシンキで開催されていた欧州安全保障会議の最終宣言⁽¹⁶⁾と、一九七五年八月二一日に米ソは別々に同一内容の九カ条からなる「環境変更技術の軍事的又はその他の敵対的使用の禁止に関する条約案⁽¹⁷⁾」をCCDに提出した。この条約案の目的は「環境変更技術の使用を含む戦争手段から人類に対する潜在的危険を制限する」(前文第四項)ことにあり、軍事的またはその他の敵対的目的のためのすべての環境変更技術の禁止によりこの危険を除去することではなかった。つまり、「広範、長期又は重大な効果」(第一条)をもたらす環境変更技術のみが禁止の対象としてあげられた。またこの条約案には戦争目的での環境変更技術の研究・開発の禁止は欠落して

いる。

米ソはこの条約案提出に際して、これをCCDの次の会期の交渉の基礎とみなし討議のうえその最終案が一九七六年の国連第三一総会に付託されうように合意に達するよう期待すると声明した。また国連第三〇総会の決議三四七五号は軍縮委員会に対しこの米ソ条約案についての交渉を継続してその結果の特別報告書を第三一総会に付託するよう要求した。

一九七六年初頭のCCDの会期では、米ソが同年の会期中に合意に達し国連総会に報告書を付託すべきことをくり返し強調し、他の多くの国の代表もこの条約の目的を称賛しその早期合意を望んだ。しかし各国の見解にはかなりのニュアンスが含まれていた。東欧諸国中には東ドイツの¹⁹⁾ように、ソ連の当初の条約案の方が望ましいが米ソ同一条約案はCCDの求める合理的な妥協であるともみなすものもあった。またルーマニアは、²⁰⁾この環境戦争問題は緊急のものではなく共同条約案は技術の発達した特定国の見解を反映しているが小国の見解も考慮に入れるべきであると述べた。そのほかスエーデンをはじめかなりの数の非同盟諸国は、同一条約案の一般的考え方を支持しつつさまざまの修正要求を行なった。²¹⁾

その結果、一九七六年四月に専門家の参加をえてCCDの非公式会合が四回開かれた。また共同条約案修正のためのワーキング・グループがCCDにより設置され(七月一日)、この夏会期(七月二日―九月一日)に出席している全メンバーの参加の下で会合をもった。ワーキング・グループは多くの代表から提出された修正案を検討し、修正された条約案およびそのコメントや反対意見、留保を含む報告書²²⁾を九月三日CCDに提出した。

この修正条約案は前文と一〇カ条からなり、その付属として「専門家協議委員会」および「了解事項」(第一、二、

三、八条に関するもの) が加えられている。右の報告書中に示された諸国代表の見解の中で、この修正条約案が米ソ共同条約案よりかなり修正されたのは他の諸国の見解への両国の立場の順応を反映しているとして、これで主たる目的は達成されるであろうと積極的に評価された。⁽²³⁾ 他方、かなりの数の国は条文の用語につき後にコメントする権利を留保したが、なかでもメキシコなど若干のラテンアメリカ諸国やパキスタンはとくに修正条約案第一条の用語(米ソ共同条約案第一条と同じく「広範、長期又は重大な効果をもつ」という表現)や第一条の了解事項につき異議をとなえた。⁽²⁴⁾ ワーキング・グループの右の報告書は一九七六年九月三日のCCDの会合で検討された。そこでも修正条約案をめぐっていくつかの代表がコメントや意見を表明したが、結局この修正条約案はそのままCCDの報告書の付属Iとして国連総会および国連軍縮委員会に提出されることになった。⁽²⁵⁾

一九七六年第三一国連総会第一委員会⁽²⁶⁾には、まずメキシコなどラテンアメリカ四国がCCDに条約案についての交渉を継続するよう要請しこの問題を第三二総会の仮議題に挿入することを決定するという趣旨の決議案を提出した。⁽²⁷⁾ これは、修正条約案の「広範、長期又は重大な」という限定句が他の手段を合法化することになるとして、環境変更技術の包括的禁止条約を作成させようとする意図に基づくものであった。これに對抗して、フィンランドなど一二次国による決議案⁽²⁸⁾が提出された。この決議案は、総会がこの修正条約案を勧奨し、条約寄託者である事務総長になるべく早い時期にその署名と批准に開くことを要求し、この条約へのできるかぎり広汎な参加を期待する、としている。この決議案には米ソも加わり、またいくつかの修正を受け(修正中も)とも重要なものは、CCDにこの問題の再検討を続けることを要請する第四項である)、この修正決議案⁽²⁹⁾が第一委員会において賛成八九、反対一一、棄権二五で採択された。なおメキシコなどの決議案も修正案が出されたが、前記決議案採択後もはやいかなる行動もとらないと

いう動議が可決されたため、結局投票に付されなかった。

第一委員会はその採択した決議案―その「付属」に条約(案)がのせられているが、この条約(案)の「付属」としては「専門家協議会」の規定が残されたのみで「了解事項」はすべてここでは除かれている―の採択を総会本会議に勧めた。二月一日日本会議は右決議案を賛成九六、反対八、棄権三〇で採択した。ちなみに反対投票をしたのはクウェイト、パナマ、アルバニア、エクアドル、グレナダ、ケニア、メキシコ、ザンビアであった。

その後、この決議三二―七二号に従って事務総長は一九七七年五月八日この条約を署名と批准のために開放し、一九七七年二月五日現在四二カ国が署名、うち批准国一(イエーメン)である。なお、この条約の効力発生のためには二〇カ国の批准を必要とする(条約第九条三項)。

注

- (1) 一九六七年三月～一九七二年七月の間に行なわれた降雨作戦について Nature, Vol. 249, 31 May 1974; Technology Review, Oct/Nov. 1975. その他米軍のやむを得ない飛行について Barry Weisberg, Ecocide in Indochina, 1970; SIPRI, Ecological Consequences of the Second Indochina War, 1976.
- (2) ノートの「ドコホノエト罪ヲ因チテ國際條約」提案とその問題について Richard A. Falk, Environmental Warfare and Ecocide in The Vietnam War and International Law (edited by Richard A. Falk) Vol. 4, 1976, pp. 287-303; Arthur H. Westing, Proscription of Ecocide: Arms Control and the Environment in The Vietnam War and International Law, Vol. 4, op. cit., pp. 283-286.
- (3) Schneider, New Perspectives on International Environmental Law, Yale Law Journal, Vol. 82, 1973, pp. 1659-1680; Richard B. Bilder, The Settlement of Disputes in the Field of the International Law of the Environment, *Recueil des Cours*, 1975-I, pp. 139 ff.
- (4) Report of the U.N. Conference on the Human Environment held at Stockholm, 5-16 June 1972. (A/CONF. 48/14

- p. 7) はかた「原則二」を核実験に関する決議 (Ibid., pp. 66-67) 参照。
- (5) シンペロヴイッチ、SIPRI Yearbook 1975, p. 433. この地球物理学的戦争方法に関する条約案が上院議員ベナ (Chairborne Pell) の提出したものであり、1975年11月11日第93rd Congress, 1st Session, 11 July 1973) が「決議は非協力的な結果の終った (H.C.R. 659, 92nd Congress; H.R. 329, 93rd Congress)°」。
- (6) Joint Statement by the U. S. A. and the USSR on the most effective Measures possible to overcome the Damagers of the Use of Environmental Modification Techniques for Military Purposes, Moscow, 3 July 1974, Doc. A/9698, Annex 4.
- (7) ミン声明は先立のシネモン軍縮委員会の一九七四年冬会期では「宇宙兵器の気象学戦争 (meteorological warfare) のための手段の開発を防ぐための措置についての注意を喚起しようとした (CCD/PV. 633)°」。
- (8) Hearings before the Sub-committee on International Organizations and Movements of the Committee on Foreign Affairs, US House of Representatives, 93rd Congress, Second Session on H. Res. 116 and 329, Calling for international agreement prohibiting the use of Weather Modification as a Weapon of War, pp. 1-39.
- (9) Official Record of the General Assembly, Twenty-ninth Session, Annexes, agenda item 103. Doc. A/9702 and Corr. 1.
- (10) A/C. 1/PV. 2005, 2010, 2011, 2014. 註釋の断片は The United Nations and disarmament, 1970-1975, pp. 193-194. なお中国は「連綿たる内容のロマンチックな世界への注意を促す」軍備拡張と戦争準備の促進をカトリックの連綿の企てである」と述べた (A/C. 1/PV. 2028)°。
- (11) A/RES/3264 (XXIX). 有名な「棄権団のキャットマンズ・ミーティング」米国の参加は「か」であった。
- (12) この条約案の外務省仮訳は「月刊国際問題資料」一九七五年三月号に掲載されたこと°。
- (13) SIPRI Yearbook, 1975, op. cit., p. 436.
- (14) Report of the Conference of Committee on Disarmament, Supplement No. 27 (A/10027) pars. 40-45.

- (15) カナダの作業文書 (CCD/463) は一九の環境変更技術を主な三つのカテゴリーに分類した。またスウェーデンのそれ (CCD/465) はカナダのリストラクチャーを残して九つの環境変更技術の放棄を提案した。
- (16) 最終宣言が環境分野における協力をとりつつ規定をおろしたが、環境兵器には直接言及してこなく (Conference on Security and Cooperation in Europe: Final Act, Aug. 1, 1975, in International Legal Materials, Vol. XIV, No. 5, Sept. 1975, pp. 1292 ff.)。
- (17) CCD/471 and 472.
- (18) 米國 (CCD/PV. 691) ン兼 (CCD/PV. 692)°。
- (19) CCD/PV. 698. ホーナム (CCD/PV. 692) 参照様°。
- (20) CCD/PV. 703.
- (21) マーティン (CCD/PV. 689, 697; CCD/479) 及びヒルトン (CCD/PV. 693) 及びラン (CCD/PV. 697) 及びトム (CCD/PV. 701) 及びトクニョット (ibid)° 及び本条々母のグループの議定書の最終特別報告書の質問 of a Convention to prohibit environmental Warfare, Report of the Conference of the Work of Disarmament, Vol. 1, Official Record: Thirty-First Session, Supplement No. 27 (A/31/27) pars. 291-371.
- (22) Report of the Working Group on the Prohibition of Military or Any Other Hostile Use of Environmental Modification Techniques (CCD/518), in Report of the Conference of the Committee on Disarmament, Vol. I, A/31/27 op. cit. pp. 86 ff.
- (23) Ibid., par. 17.
- (24) Ibid., pars. 6, 7, 9, 13. ヘルドマキンの作業文書 (CCD/516) 参照°。
- (25) Report of the Conference of the Committee on Disarmament, Vol. 1, (A/31/27), op. cit., pars. 375-387.
- (26) UN General Assembly, Convention on the Prohibition of Military or Any Other Hostile Use of Environmental Modification Techniques, Report of the First Committee, A/31/382.
- (27) A/C. 1/31/L. 4. 初の決議案が「オランダ」マキノン」ナヤ」ペルー」により付託された。後にキプロス」ド」ニカナ」ン八國が共同提案國として加わった°。

- (28) A/C.I./31/L. 5. この決議案はカナダ、デンマーク、フィンランド、西独、ハンガリー、日本、モンゴル、オランダ、ノルウェー、ポーランド、英、ザイールにより付託された。
- (29) A/C.I./31/L. 5/Rev.3.

三 環境兵器禁止条約の問題点

本条約の成立過程において争いの多かつた点を中心にくつかの主要な問題を次の順序で検討してみたい。(1) 条約の目的、対象、(2) 禁止の範囲、(3) 平和利用の問題、(4) 条約適用の手續と機関、(5) 再検討會議。

(1) 条約の目的、対象—軍縮措置か使用禁止措置か

まずこの条約はなにをめぐしどのような対象について規定しようとしたものかという疑問が生ずる。こうした疑問は多くの目的の明確な条約の場合には生じないであろう。しかし本条約は条約の名称やその前文をみても条約の目的、対象がなにか一見明瞭とはいいがたい。端的にいえば、本条約は軍備制限ないし軍縮に関する法的措置の一環とみなされうるのかどうか、という問題である。国連出版物である「国連と軍縮一九七〇—一九七五年」⁽¹⁾には、「環境戦争の防止」と題する章は「軍備制限及び軍備に関する他の措置」の部の中に位置づけられている。すなわちそこでは非核軍備制限ないし軍縮措置の一種とみなされているともいえる。ところが同じく国連の出した「国連軍縮年鑑」第一卷(一九七六年)⁽²⁾では「環境変更技術の軍事的又はその他の敵対的使用の禁止に関する条約」の章は「非核兵器に関する措置」の部に属する。ここでは必ずしも非核軍備制限ないし軍縮措置とはみなされていない。これは環境兵器禁止条約の問題に関する国連の担当部局による位置づけの不統一ないし混乱を示しているのであろうか。

すでに概観した成立過程から判断すると、つくろうとする条約の目的について起草者たちの意図に微妙な変化が生じているように思われる。当初、一九七三年の米国上院の決議は環境又は地球物理学的変更活動の戦争兵器としての使用禁止またそのための研究・実験の禁止に関する条約の締結を要請するものであった。もっとも次の一九七四年米ソ共同声明は「環境変更技術の軍事目的のための使用の危険性を克服しうる最も効果的な措置を擁護する」と述べているが、これに対してこの表現は問題の技術そのものを違法化することにより危険を除去するのではなくその使用の危険を克服するにすぎないのではないかとという疑惑が既述のように表明されていた。^③しかしソ連提出条約案第一条は軍事目的のための環境変更技術の開発、禁止およびその使用のための準備、禁止を明瞭に謳っている。ところが一九七五年CCDでの非公式会合を経て提出された米ソ同一条約案では、その目的が環境変更技術の使用を含む戦争手段から人類に対する潜在的危険を制限することに限定され、軍事目的での環境変更技術の研究および開発の禁止の問題は全く考慮の外に置かれた。この米ソ同一条約案につき一九七六年のCCDで見解を表明した諸国のなかでも、たとえばソ連、東欧諸国さらに日本などはこの条約案を非核軍縮措置とみているが、スエーデンなどは明らかに軍縮措置としての性格を否定している。一九七六年CCDでのワーキング・グループの検討を経て出された修正条約案では、その主目的は米ソ同一条約案と同様第一条に規定された一定の環境変更技術の使用禁止の問題であり、その研究・開発あるいは使用のための準備禁止問題は禁止対象にならないのみならず、全く触れられていない。またこの修正条約案の条文をめぐるCCDおよび国連での議論やコメントも第一条の禁止範囲など使用禁止問題が中心を占めあるいはそれを前提として行なわれ、もはや軍備規制ないし軍縮措置の一環としての問題性については度外視されたといつてよい。

以上のように、環境兵器の規制に取り組みうとした当初の米国議会やソ連提案の意図と米ソ同一条約案以後の米ソ

をはじめ多数の諸国の意図にはかなりの差が生じたといえる。前述の二つの国連出版物における環境兵器禁止問題の位置づけの不統一は、右のような成立過程におけるこの条約の目的や対象の移動を反映したものとみることができ。ただ成立した条約の前文には「この条約の締約国は、……軍備競争を停止し、嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮を達成し、かくして新しい戦争手段の使用の危険から人類を救うという目的に貢献することを欲し」とか「軍縮分野におけるさらに進んだ措置に向けて効果的な進展をもたらすため交渉を続けることを決意し」という表現がみえる。こうしたいわゆる軍縮条項は一九六三年部分的核実験禁止条約、一九六八年核拡散防止条約、一九七一年海底非核化条約、一九七一年生物兵器禁止条約^⑥などいわゆる部分的軍縮措置の中に多少表現上の相違はあるが共通して挿入されている条項である。従って環境兵器禁止条約も他の部分的軍縮措置と同じく全面完全軍縮という最終目標に向けての道程における一里塚として起草者により位置づけられているということもできる。この条約成立後、いくつかの国^⑦がこれを重要な軍備制限措置とみなし軍縮分野における成果として評価しているのはこの条約の右の位置づけから考えれば理解できないこともない。しかしこの条約がはたして全面完全軍縮への一里塚となりうるものかどうかは、個々の条文の検討を経てからでなければ判断できないというべきであろう。

(2) 環境変更技術の禁止範囲

この条約中最も重要なかつ争いのある問題を孕んでいるのは、環境変更技術の軍事的または他の敵対的使用の禁止とその範囲を定めた第一条および第二条の規定である。これらの条文とその起草過程での諸国の見解をよりどころに、禁止対象とその範囲の問題点について次に検討を加える。

第一条一項に規定される禁止の対象と範囲は「破壊、損害又は損傷の手段として、広範、長期又は重大な効果をもつ環境変更技術の軍事的又は他のいかなる敵対的使用」である。ここでいう「環境変更技術」とは、第二条から「生物系、地かく、水圏、大気圏を含む地球のあるいは大気圏外の運動、組織又は構造に——自然過程の人為的操作により——変更を加えるあらゆる技術」である。このような条文の規定からは、いかなる環境変更技術のどのような使用が禁止されるか必ずしも明瞭ではないが、起草過程においても「広範、長期又は重大な効果をもつ環境変更技術」という表現および「軍事的又は他のいかなる敵対的使用」という表現が議論を呼んだ。

(一) 禁止される環境変更技術の範囲——「広範、長期又は重大」の意味

第一条は、米ソ同一条約案第一条の表現のままでそれ以後CCDのワーキング・グループの修正条約案でも変更されていないが、「広範、長期又は重大」の文言をめぐっては最後まで争われた。

米ソ同一条約案第一条は、当初のソ連条約案第一条の包括的禁止と比べて、禁止範囲を大巾に限定しなかでも「広範、長期又は重大」という限定句について、米ソはCCDにおいてそれぞれ次のような釈明を行なった。米国によれば、この限定句は禁止の履行を成功させ些細な問題について摩擦を生ぜしめないうために必要であり、また重大な効果をもつた技術の使用を除去しながら証明不能な違反請求の危険を避けるのに役立つ。⁽⁸⁾ またソ連は、この制限的側面は米ソ見解の一致の結果であり、第一条(および第五条)は最適の解決を示す、と弁明した。⁽⁹⁾

しかしいくつかの国(とくにラテンアメリカ諸国)⁽¹⁰⁾はこの限定句を批判し、むしろその削除ないし全面的禁止を要求した。たとえばメキシコによれば、当初のソ連条約案の同条は禁止範囲が包括的かつ全面的であるのに対して第一条の現テキストは不適切かつ曖昧である。これはとくに第二条の「環境変更技術」を念頭に置くと、法的観点から

も實際上の観点からも重大な危険を含む。その効果が「広範」あるいは「長期」でないかぎりこの恐るべき技術の使用が合法化されることは、とくにその評価自体に大きな主観的要素がつねに伴うから、驚くべきことである。こうした新しい問題につき立法化するとき、どのような多辺協定でも一たん採択されれば人類の将来にとってこのように由しい重要性をもつ分野での国際法の発展にとって数え切れない結果の先例となるであろう。

他方、かなりの数の国は第一条を肯定的に受取った。インドは「広範……」の表現を適切とみなし、若干の社会主義諸国も第一条の表現は注意深く引かれたバランスを示している以上その時点では可能な最良のものであるという見解を示した。また若干の西側諸国も「広範……」という表現に同意しながら、その定義をたとえば条約の「付属」として加えるべきであると述べた。

右のように米ソ同一条約案第一条の限定句については評価が分れたが、大勢はかなり肯定的でただ「広範……」のより詳しい定義を求めた。この要求に応えるように、CCDのワーキング・グループで調整された修正条約案を含むCCD報告書には付属として第一条に関する次のような了解事項が加えられた。

「軍縮委員会は、この条約の適用上、「広範」、「長期」及び「重大」の語は次のように解釈されるものと了解する。(a)「広範」―数百平方キロメートルの規模の地域を包含する。(b)「長期」―数カ月又は約一季節の期間持続する。(c)「重大」―人間の生命、自然及び天然資源又は他の資産に対する重大又は著しい破壊若しくは損害をもたらす。さらに、上記に定める解釈はもっぱらこの条約のためのものであり、同一の又は類似の語が他のいかなる国際協定に関連して使用された場合の解釈を妨げる意図を有するものではないと了解する。」

この了解事項の定義はさきに米国代表がCCDで述べたものと実質上同じである。さらに米国は修正条約案を支持

する発言の中でも、次のように説明する。すなわち、第一条の禁止の適用可能性の低い敷居は、どこであれその敷居基準に近い効果をもつ——又はもつものと予想される——技術のいかなる敵対的使用に対しても實際上強力な抑制を示す。また表面上の思い違いとは逆に、条約は第二条に関する委員会の了解事項中に実例をあげて列挙されたいずれかの現象をもたらす環境変更技術の敵対的使用を許さない。事実そのような使用は敷居をこえる効果をもたらすことを意図したものと推定されるから第一条の了解事項に反することになる。⁽¹⁷⁾

この説明は第一条の禁止範囲が低い敷居であることを強調しながら第一条の了解事項が必ずしも精密な又は客観的基準を示していないことを告白する結果となり、第二条の了解事項(後述)をもち出すことよってのみこの基準の精密さを補なおうとしているものであるとも解されよう。

同様の釈明はソ連による右修正条約案の支持見解中にも示されている。それによれば、第一条の「広範……」の用語は禁止範囲の基本的特徴を示す。この定義の選択は、なによりも右の用語が主たる危険を表わす効果のタイプであり従って討議中の問題の最重要点を構成すること、に帰せられる。また第二条は「環境変更技術」という用語の意味を説明しているから、第一条の論理的補足である。その条文は自然過程に対する人為的操作に基づいた変更の原則に注目した。CCDの同意した了解事項はきわめて注意深く選ばれた特殊な現象の例示的列挙を与えた。列挙の目的は条約中に実際に言及されているものについての特殊な考えを与えるものである。⁽¹⁸⁾

ソ連の右の説明でも第一条の用語は禁止範囲の特徴を示すものではあっても禁止の限界ないし基準を示す明確な定義とはなりえていないことを認め、そのためその基準を求めて第二条とその了解事項に逃げこんでいるのである。

では修正条約案第二条とその了解事項の意味する「環境変更技術」はいかなるもので、またその禁止範囲を明確に

しているかどうか。まず第二条については米ソ同一条約案のそれと修正条約案のそれとは同文ではなかった。前者の第二条は後者の第二条の文言に続けて、次のような例示リストを付加していた。

「地震及び津波、一地域の生態的均衡の破壊、又は天候パターンの変更（雲、降雨、各種のサイクロン及び旋風を伴なう嵐）、オゾン層又は電離層の変更、気候、パターンの変更、海流の変更。」

しかし米ソ同一条約案を検討したCCDではこの例示リストに対してかなり批判的見解が寄せられた。⁽¹⁹⁾ 一方では、リストの内容について、津波、オゾン層の変更、海流の変更さらに地震といった効果は不適切で、逆に河川の流れの変更、自然的排水系の変更といった重要な技術は適切なもので付加されるべきであるという意見⁽²⁰⁾、ダム破壊や枯葉剤の使用がカバーされているかといった質問が表明された。他方、例示リストは不必要かつ余計なものであるとか、完全禁止の下でなら争いの余地あるリストは必要でなくなるという意見も示された。⁽²¹⁾ さらに、「環境変更技術」という言葉の定義だけを条文中に含め、表面的には平和的だが敵対的使用に転用される環境変更技術をできるだけ広汎に含んだ例示リストを条約付属として作成すべきであるという見解も述べられた。⁽²²⁾

右の諸見解を反映するかたちで、修正条約案では第二条から例示リストが削除され、そのかわり条約付属中の「第二条の了解事項」⁽²³⁾として例示リストのほかに禁止範囲の解釈原則ともいふべきものが入れられることになった。この了解事項はやや長文ではあるがその重要性にかんがみて次に全文引用する。

「軍縮委員会は、次の例は条約第二条で規定された環境変更技術の使用により引き起こされうる現象の例示であるものと了解する。地震、津波、一地域 (a region) の生態的均衡の破壊、天候パターンの変更（雲、降雨、各種のサイクロン及び旋風を伴なう嵐）、気象パターンの変更、海流の変更、オゾン層の変更、電離層の変更。」

さらに上記のすべての現象は、環境変更技術の軍事的又はその他の敵対的使用によりつくり出された場合には、広範、長期又は重大な破壊、損害又は損傷を生ずるか又は生ずると十分予想されるものと了解する。従って、他の締約国に、破壊、損害又は損傷を与える手段としてこれらの現象を生ぜしめる目的の第二条に規定する環境変更技術の軍事的又はその他の敵対的使用は禁止されると了解する。さらに上記に掲げる例示リストは網羅的なものではないと認める。第二条に規定する環境変更技術の使用から生じうる他の現象も適宜に含まれうるものとする。このリストにそのような現象が含まれていないことは、第一条に定める基準がみたされる限り、いかなる意味においても第一条に定める約束がそれらの現象に適用されないことを意味するものではない。」

第二条とこの了解事項について、それに反対する意見や字句修正や追加の要求なども出されたが、結局右の了解事項の表現はそのままCCDで認められることになった。この了解事項はCCDの了解事項であり、既述のように国連総会で採択された条約には付されていないためその法的意義は不明瞭としても、条約第一、二条の解釈の際にはこれが参照され事実上重要な文書とみなされることは疑いない。この了解事項で注意すべき点は、まず例示された現象が環境変更技術の敵対的使用により発生した場合第一条で禁止されている広範、長期又は重大な破壊や損害を生ずるものと推定されていることである。従ってその場合第一条の禁止に入らないことを証明する負担は右の技術の敵対的使用をした側に帰せられることになる。これは禁止範囲の一応の具体的基準を示したものとしてその限りで評価しうる。しかし、例示リスト以外の現象については、第一条の基準がみたされれば禁止範囲に入るとしているのはいわば当然のこととはいえ抽象的基準しか示さない第一条に送り返すことになり、その意味で第二条の了解事項は禁止範囲の明確化に役立っているとはいえない。たとえば、枯葉剤の使用が第一条により禁止されるかについて、(米ソ同一条約案

の検討の際の英国の質問に対する米国の返答⁽²⁸⁾では)もし枯葉剤が締約国に対する破壊、損害又は損傷を与える手段として使用され、かつその効果が「広範、長期又は重大」ならばその場合に該当することになる。従って、ベトナム戦争での米軍による枯葉剤の使用はただちにはこの条約の禁止に入るとは推定されず、第一条了解事項にあるようにその効果が数百平方キロメートルの規模の地域に及ぶとか数カ月から約一季節の期間持続する等の基準に照らしてはじめて判定されることになり、右の解釈の相違やそのためのかなりの時間の必要などから、現実⁽²⁹⁾に判定をすみやかに下すことは非常に困難であろう。このように現実の武力紛争での使用状況をふまえて考えると、メキシコなど若干の国⁽²⁹⁾が右了解事項が付けられた後もなお「広範……」の限定句を批判しむしろあらゆる環境変更技術の完全禁止を要求しているのはそれなりの合理性があるといわなければならない。これを批判するV・レボノフは「もし禁止範囲が条約により限定されていないならば、その原因を確定することが不可能であるような無意味かつ小さな天候現象に対する非難告発と反告発の洪水を生ぜしめるであろう⁽³⁰⁾」という。しかし今日の気象学の発達は自然の天候現象とその人為的変更の識別を十分可能にするであろうし、むしろ現実⁽³⁰⁾に環境変更技術が使用された場合にこの条約を適用しようとしてもその効果が広範、長期、重大であるか否かをめぐっての非難告発と反告発の一層大きな洪水がおこるのではなからうか。

(二) 「軍事的又は他のいかなる敵対的使用」の意味

つぎに環境変更技術使用禁止の状況的範囲として、第一条は「軍事的又はその他のいかなる敵対的」使用の禁止をあげる。この問題をめぐっては次のようないくつかの側面からの考察が必要である。すなわち(a)「軍事的」使用と「敵対的」使用の関係、(b)使用の「威嚇」も禁止されるか、(c)自衛や復仇の場合の使用も禁止されるか。なお、この

問題は後述のように国際人道法の分野とも関連をもっている。

(a) 「軍事的」使用と「敵対的」使用の関係

「軍事的又は他のいかなる敵対的使用」という表現は米ソ同一条約案にはじめて現われたものである。⁽³¹⁾ この表現については、CCDの討議でとくに「軍事的 (military)」という語の必要性、有益性をめぐって争われ、この語の保持に賛成の意見とその削除を要求する意見に分れた。提案国の米ソ、それに社会主義諸国は一般に保持に賛成した。米国は、「軍事的」という語はテクニカリーに本質的ではないが他の兵器が使用されるとき又は公然たる紛争のないときの敵対的使用と同じく武力紛争の間の軍事作戦行動にも禁止が適用されることを強調するのに役立つ、と主張した。⁽³²⁾ またソ連も「軍事的」使用は環境変更技術の軍事使用禁止の必要性を強調したもので、この語がなくても第一条の意味は変わらないがその政治的強調が弱くなる。さらに条約による禁止は他の締約国に対する破壊、損害又は損傷の手段としての環境変更技術の使用に適用されるのであるから、軍事的演習 (military manoeuvres) は禁止されないと解釈した。⁽³³⁾ この最後の点は、米国も右の手段以外に使用される軍事的又は他の技術に禁止は適用されないと同様の主旨を述べている。⁽³⁴⁾ なおこの点につき、東ドイツはこの表現の保持に賛成する理由として次のような微妙な発言をしている。すなわち「軍事的」使用禁止の表現は、第三国に対する問題の技術の直接軍事使用のみならず、軍事実験 (military testing) を含むその技術の使用のための軍隊の準備 (preparation) の禁止をも含む。⁽³⁵⁾ つまり、米ソは締約国たる相手国に対する使用以外の場合の右の技術の使用を禁止外とみようとすることに對して、東ドイツは後者の使用も軍事的なもの禁止されるとみる。

他方、「軍事的」の語を不必要とみなしあるいは削除すべしという見解として、たとえば英国は戦争が宣言されな

い場合でさえ「敵対的使用」で条約の目的を定義するのに十分であるとし、カナダはすべての軍事的使用が必ずしも「敵対的」であるわけではないから「軍事的」の語の削除の支持に傾く、とした。そのほか、西ドイッは「軍事的」を不必要とし次のような表現に置きかえることを示唆した。すなわち「武力紛争において又はいかなる他の敵対的方法 (hostile manner) においても、環境変更技術の使用を行なわない」ことを約束する。

右のような諸見解が示された後、モンゴルとブルガリアが「軍事的」を削除する必要のない理由として、「敵対的」という語は条約上禁止されるすべての使用を性質づけるものであることおよび非敵対的軍事使用 (non-hostile military use) が禁止されうるといふ恐れの根拠はないことをあげた。かくて、CCDでは「軍事的」の表現が維持された。この表現は修正条約案にもそのまま変えられず、採択された条約第一条に採り入れられている。CCDにおける右の議論からみると、使用禁止の基準となるのは「敵対的」使用か否かであり、「軍事的」はいわば補充の意味しかもたないと解されたようである。この解釈からは軍事使用でも敵対的でない場合には禁止されていないかの感を与える。しかし「軍事的又は他のいかなる敵対的使用」という表現の通常の意味は常に右のように解しなければならぬかどうかが疑問であろう。まして「軍事的」という状況は武力紛争が発生している場合にも発生していない(いわゆる平時)の場合にも妥当しうるのであり、また逆に「敵対的」とは相手国との関係を示す表現でありこれまた武力紛争時においてのみならず平時においても用いられる用語である。従って「敵対的」という意味が「軍事的」という意味を必ずしも包摂する関係にはなくまた包摂せねばならない必然性もない。なお、この用語が提起する問題は武力紛争時に適用される国際人道法規定とも関連するので後に検討を加える。

「軍事的」又は「敵対的」使用の禁止について第一条の文脈から次のようにいうことはできよう。まず第一条は

「他の締約国」に対する右の使用を禁止しているのであるから、他の締約国に対する使用以外の場合は禁止の対象にされていないことである。「敵対的」とは一応相手国を意識においた表現であるが、たとえ「軍事的」使用でも相手国に向けられたものでない軍事演習のような場合には禁止対象に入らないことになろう。また相手国が条約の締約国でない場合には、第一条は適用されない。この点についてはCCDで若干の代表から使用禁止はすべての国に及ぼされるべきであるという意見が表明された。それに対する反対論として、もしそうとすれば相手国は自ら条約の適用を免れかつその技術を使用しようという特別の地位に立つことになり、またその場合多くの国がこの条約に参加しなくなる危険性のあることが指摘された。⁽⁴¹⁾

なお右の問題との関連で、第一条の禁止規定は、一国内の内戦ないし非国際武力紛争の場合における環境変更技術の「軍事的」又は「敵対的」使用には適用されないかどうか。この条約には内戦への適用に関するいかなる条項もおかれておらず、従って交戦団体承認後の内戦の場合には戦争法ないし国際人道法に関する条約規定と同じく必ずしも適用が排除されていないとも考えうる。しかし、右にみたように環境兵器禁止条約の締約国に対してのみ適用されることが第一条から明確であることを考え合わせると、内戦当事者双方がこの条約の「締約国」とならないかぎり適用の余地はないともいえよう。

(b) 使用の「威嚇」

第一条は一定の環境変更技術の使用の禁止を明言しているが、その使用の「威嚇(threat)」については触れていない。しかしCCDにおいては、使用の「威嚇」の禁止も明示すべきであるという見解がかなりの国から表明されている⁽⁴²⁾。それに対して米ソは、使用が禁止される以上使用の威嚇も受け入れ難いものであるが、もしなされた威嚇が曖昧

なものである場合威嚇のための特別の禁止は多くの問題を惹起しかねない、として威嚇禁止の明示に消極的態度を示した。もつとも両国とも右の使用禁止は当然使用の威嚇の禁止をも含むことには賛成した。⁽⁴³⁾ またブルガリアは、一九二五年ジュネーブ・ガス議定書の先例を考慮に入ればその威嚇のための特別の禁止は必要ではない、と述べた。⁽⁴⁴⁾

右の討議からも判断しうるように、第一条は使用の威嚇も当然禁止に含むと解することは可能であろう。ただ、ガス議定書は「戦争において」適用されしかも威嚇なしの使用の方が軍事的には効果的とみられていたことからガス使用威嚇の例はほとんどのいと比較すると、環境兵器禁止条約は右議定書より広い範囲に適用が予定されかつ威嚇の効果が未知数である以上、威嚇禁止の明示は議定書の場合以上に必要でありまた意味をもつのではないであろうか。

(c) 自衛又は復仇としての使用

本条約は自衛や復仇の行為の場合についても何ら言及していないが、それらの場合にも環境変更技術の使用が禁止されるか否かについて、CCDではかなりの議論がなされた。その発端となったのは、侵入軍撃退のため締約国がその領土内で環境変更技術を使用する場合にもこの条約は適用されるか、という英国代表の問題提起である。⁽⁴⁵⁾ これに対する諸国の反応は肯定的なものであった。ソ連と米国によれば、この条約のいう禁止は領域的境界に関係なくまた攻撃的あるいは防禦的目的のいかんを問わない。⁽⁴⁶⁾ またオランダは、この禁止は自衛又は復仇の場合においてさえこの特定の技術のすべての使用に適用されねばならないといひ、イランも禁止される敵対的使用に復仇的使用も含まれるとするのが多分権威ある解釈となりうることを示唆した。⁽⁴⁷⁾

自衛の場合の環境変更技術の使用が例外的に許されるわけではないことについては、右の諸国の説明をまつまでもなく、特定の兵器ないし技術の使用禁止という類に属する協定としていわば当然の解釈といえる。第一条が自衛の場

合を明記しないのは、その場合にも使用禁止は妥当していることを意味するといわねばならない。ただ、英国の右の問題提起との関連で注目すべきは、米英はじめ若干の西欧諸国は、国連などでの核兵器使用禁止をめぐる討議の際に、自衛のための核兵器使用を例外的に許容されるものとして擁護していることである。⁽⁴⁹⁾ もっとも核兵器についてはその使用そのものを一般に禁止する条約はまだ成立していないし、また既存兵器であり主要国の軍事戦略のかなめとされている核兵器とまだこれから主に開発が予想される環境変更技術を同列に置くことはできないが、一定の兵器や技術の自衛のための使用をむしろ例外的に許されると考える発想法には共通性がみられる。しかし、自衛の概念が必ずしも一致をみずかつその場合を統一的に解釈する機関も存在しない現代国際社会において、自衛の場合の所与の禁止兵器や技術の例外的使用を許容することは、その禁止そのものを骨抜きにする結果を招くことになろう。

自衛とは逆に、復仇としての使用については状況が異なる。相手締約国の違反行為とくに第一条の禁止する環境変更技術を先に使用した場合、自国も復仇としてこれを使用することが本条約により禁止されているといえるかどうかについては早急に結論を下しえない。本条約に復仇に関する規定がない以上、環境変更技術の復仇としての使用はもっぱら復仇に関する国際法規則に従って判断されなければならない。それゆえCCDで若干の国が述べたように第一条の禁止が当然復仇禁止をも含むものと解釈するのは早急にすぎるとはいえよう。もっとも、後述のように本条約第五条の苦情処理手続の規定がこの場合にはたらけば、もはや復仇の存在理由はなくなるといえる。そうでない場合、第一条が締約国でない国に対する場合や内戦の場合に右技術の使用を禁止していないと解釈されうることから、すべての技術が復仇としての使用さえ禁止された種類のものであるとはいいい切れず、均衡性など一定の復仇許容条件に従うかぎり、使用が許される場合がありうるとしか一般論としてはいいようがない。しかし、最近、国連国際法委員

会における国家責任の検討において、「大気圏又は海の大量汚染の禁止義務を含む人間環境の維持及び保存のため本質的に重要な国際義務の重大な違反」⁽⁵⁰⁾を国際犯罪の一つとみなす傾向が生じている。もしこの条約の禁止対象とされる環境変更技術の使用が右の国際犯罪とみなされる義務違反ということにでもなれば、この技術の非締約国に対する使用も復仇としての使用も許容されないとみなければならぬことになる。

(三) ジュネーブ条約追加議定書との関係

最後に、環境兵器禁止条約(以下「条約」といえばこれを指す)の禁止規定と一九七七年の国際人道法外交会議で採択された一九四九年ジュネーブ条約に対する追加議定書(以下「追加議定書」⁽⁵¹⁾とはこれを指す)における自然環境保護に関する規定との関係を考察しておく必要がある。両文書の比較によって条約による禁止範囲や内容、禁止の特徵がより明確になり、また両者の関係を通して環境兵器の法的規制の問題性が浮び上るであろう。

国際武力紛争の犠牲者保護に関する第一追加議定書中の問題の規定(第三五条三項と第五五条)は、もともと国際人道法会議における討議の基礎とされた赤十字国際委員会の追加議定書原案にはなかったものであるが、一九七五年同会議第二会期において武力紛争における自然環境保護の観点から害敵手段及び方法に関する基本原則を定める条文中の一項(第三三条三項)としておよび一般市民の保護との関係における追加条文(第四八条 bis)⁽⁵²⁾として提案された。⁽⁵²⁾(また非国際武力紛争に適用される第二追加議定案にも同様の追加条文(第二八条 bis)⁽⁵³⁾が提案されたが、のちに削除された。)環境問題に関するこれらの規定は同会議における非公式ワーキング・グループ(“biotope”グループと呼ばれた)⁽⁵⁴⁾に委ねられ、同グループは第三三条三項と第四八条 bis に別々の規定を置くことを勧め、それらは同会議第三委員会に提出され、委員会段階で採択された。⁽⁵⁵⁾一九七七年同会議第四会期の全体会議では両条文ともコン

センサスで採択され、第一追加議定書第三五条三項、第五五条となった。両条文の規定は次のとおりである。

「第三五条 三、自然環境に対して広範、長期かつ重大な損害を生ぜしめることを意図された又はそのことを予期しうる戦闘の方法又は手段の使用は禁止する。」

「第五五条 一、戦闘は、広範、長期かつ重大な損害から自然環境を保護することに注意を払って行なわなければならない。この保護は、自然環境に対してそのような損害を生ぜしめ、そのことから住民 (Population) の健康又は生存を危うくすることを意図され又はそのことを予期しうる戦闘の方法又は手段の使用禁止を含む。

二、復仇としての自然環境に対する攻撃は禁止する。」

追加議定書と条約の関連規定間の比較を念頭におき、右両条文の適用範囲、ついでその内容の二つの面から検討しておこう。

まず追加議定書の右条文の適用範囲についてであるが、第一議定書の諸規定は、その第一条三項からも明らかのように、一九四九年ジュネーブ条約第二条の定める状況、すなわち一般には国際武力紛争ないし占領の状態に適用される。条約の方は、右のような状態にあるか否かを問わず、既述のように軍事的又は他の敵対的使用という行為を対象としている。かかる行為は普通には武力紛争状態の場合に行われるものであろうが、その場合に限定されずいわゆる平時においても起こりうることである。条約と追加議定書を比較しつつスエーデンが条約の禁止は平時におけるあらゆる敵対的使用をカバーするから、条約の方が範囲 (scope) が広⁵⁶⁾い、としているのは正当であろう。

次に、内容的には、条約と追加議定書の規定は同一の表現ではない。追加議定書の規定はいかなる害敵手段ないし方法であれそれによる加害から自然環境と住民の健康・生存を保護することに主眼をおいているのに対して、条約の

規定は害敵手段としての環境変更技術の使用の防止に力点を置いてゐる。このように両文書の力点のおき方にづれがある。また規定の表現の上でも微妙な違いがみられる。追加議定書の文言について、国際人道法会議の前記第三委員会でもかなりの議論の末「エコシステムの安定を混乱させるほど」という表現は退けられ「自然環境に対して広範、長期かつ、重大な損害を生ぜしめる」という表現が採択された。⁽⁵⁷⁾後者の表現は条約の「広範、長期又は、重大な効果」という表現と比べより敷居が高い——なぜなら広範、長期、重大の三要素が選択的ではなく全部揃った場合にのみ禁止対象とされるから——と考えられるが、それではどの程度の敷居が追加議定書起草者たちにより予想されていたかの点について第三委員会報告書は次のように述べている。

「採用された定式の三要素、すなわち期間又は損害の存続、その広範さ又は関係地帯の広さ、及び重大さ又はそれが住民に及ぼす損害、は長い意見交換の対象となった。いくつかの代表は損害が考慮されるに必要な期間は一〇年単位で計られる、と述べた。他の代表は最小限の期間を二〇年又は三〇年とした。他の代表は禁止の範囲外のものとして第一次世界大戦中のフランスの戦場の破壊をあげた。「Diotope」グループの報告は「砲撃のように自然環境に短期間の損害を引き起こす戦争行為は本条により禁止さるべきものとは考えられない」とし、さらに期間は一〇年又はそれ以上に達しうる、とした。

しかし問題の期間を正確に定義することは不可能である。かなり一般に認められたように思える意見によれば、通常兵器戦争により戦場で引き起こされる損害は普通この規定により禁止されない。その結果、この条文はまず第一に住民の生存を長期にわたり危険にさらす性質のもの、又は住民に重大な健康問題を惹起する危険性のある損害を対象とする。⁽⁵⁸⁾

右の報告書の説明からは「広範、長期かつ重大」の確定的基準を引き出すことはできない。三要素についても条約の場合の前述の「了解事項」の定義以上に不明瞭ともいえるが、ただ「長期」の期間として一〇年単位ほどの長い期間が考えられており、条約の了解事項中の数カ月又は約一季節の期間と比べて一見はるかに長いように感じる。しかし注意深くみると、前者の一〇年単位というのは「損害」が考慮に入れられねばならない期間であり、後者の数カ月というのは環境変更技術の「効果」が持続する期間である。従って両者の期間を単純に比較することはあまり意味がないといえるであろう。いずれにしても条約も追加議定書も右の点では合法・違法の明確な線は引きにくい規定の仕方をしており、大差はないともいえる。その結果、これまで比較してきたかぎりでは条約があるかぎり追加議定書の規定の存在意義はあまりないようにも思われる。しかし追加議定書の規定を仔細にみると条約規定以上に広い範囲ないし内容の禁止が予定されていることがわかる。

追加議定書第三五条、第五五条とも、自然環境に対して「損害を生ぜしめることを意図された又はそのことを予期しうる」⁽⁵⁹⁾戦闘方法・手段を禁止対象としており、それにはさまざまな手段・方法が考えられる。それは、条約第一条の定めるような「効果をもつ」しかも第二条の定義に限定された「環境変更技術」より広い範囲ないし内容を含むと思われる。⁽⁶⁰⁾もっともその場合でも、環境に何らかの影響を及ぼすあらゆる害敵手段が追加議定書の右条文の禁止対象に入るわけではない。前述の第三委員会報告書はその点、通常兵器により戦争で引き起こされる損害は慎重に除外している。逆にいうと通常兵器でも戦場ではなく人口密集地域に使用される場合、また大量破壊兵器の使用の場合に、追加議定書の右二条文に違反する戦争方法とみなされることがありうるともいえる。その場合の通常兵器や大量破壊兵器は自然環境破壊を主たる目的とする兵器ないし条約の定義する環境変更技術ではないとしても、人間の健康や生

存に重大な影響を及ぼすからである。前述の第三委員会報告書はこれを予想するように次のように述べている。

「第四八条 bis は一般市民 (population civile) 保護の文脈中に置かれているから、特別の禁止は右住民 (Population) の生存に結びついている。"population" という語は "civile" という常套的形容詞なしに使用された。なぜなら将来におけるその生存は population 一般の生存であり、combattant の地位に関するあらゆる考慮の外にあるから。「健康⁽⁶¹⁾」という語はたとえ population が生存しなくても畸形又は退化 (Dégenères) をもたらす先天的欠陥をもつきわめて重大な効果を引き起こすことを予期される行為を示すための生存と関連した広い意味で使われた。一時的な又は短期間の影響はこの条文の示す禁止の枠に入るものとみなされなかった。⁽⁶²⁾」

このように追加議定書の規定には、自然環境保護の背後に住民の健康や生存の保持というメルクマールが存在する。このメルクマールに照らして所与の状況における戦闘方法・手段の許容性が判断されうることになる。

右のような条約と追加議定書の規定の仕方およびその効果の相違やずれは、双方の起草背景の相違を反映しているといえよう。米ソを共同議長国とする CCD での条約起草は軍備管理の発想から環境変更技術そのものの一定の規制に視点をおくのに対して、多数の国が平等の立場で参加する国際人道法会議では、環境や人間の保護の視点から害敵手段の規制がはかられる。ただこの環境兵器問題は CCD と人道法会議でほぼ同じ時期に取り上げられ、双方とも相手の作業や規定内容、性格を知らながら起草したのであり、その根底には共通の問題意識や事実認識があったと思われる。その意味で条約と追加議定書に共通の側面をも認識しつつ、双方の規定について相互に補完関係に立つような解釈を求める必要もあるであろう。

(3) 環境変更技術の平和利用の問題

環境変更技術の平和利用については、当初のソ連条約案も米ソ同一条約案もほぼ同一の簡単な条文を置いていた。後者の第三条は「本条約の規定は、締約国による平和目的のための環境変更技術の使用、あるいは平和目的のための環境の利用、保存及び改善のため経済的及び科学的国際協力を妨げない」と規定した。従来から米ソとも環境の平和利用に意欲的に取り組んできており、平和利用の許容が前提とされているのは当然として、そのための科学的国際協力については、右条約案ではそれを妨げないというきわめて簡単かつ実質的にはあまり意味のない規定の仕方になっている。

右の条約案を検討した一九七六年CCDではこの国際協力をめぐって異論が出された。なかでもアルゼンチンなどは、平和利用促進規定は生物兵器禁止条約第一〇条の線にそって付加されるべきである、と主張した。同一〇条は細菌(生物)剤や毒素の平和利用のための情報交換や国際機関との協力についてかなり詳細な規定ぶりになっている。他方、ハンガリーなどは右の第三条の規定が条約の目的上適切であるとし、またオランダも生物兵器禁止条約第一〇条にそった規定をおく必要はないとみなした。米国は生物剤の平和利用とこの条約案に含まれる技術の大部分まだ未開発な利用の間に類似性はない、と述べた。また米ソとも平和利用やそのための国際協力に関する詳細な規定を設けることに消極的態度を示した。

右のような見解対立を折衷しようとする見解も出されたが、結局修正条約案第三条は米ソ同一条約案第三条より詳しくなり、生物兵器禁止条約第一〇条にかなり接近する規定となった。第三条一項は、この条約規定は平和目的使用に関する国際法規則を書しなるとするが、この意味を敷衍したCCDの「第三条に関する了解事項」では「軍縮委員

会は、この条約は平和目的のための環境変更技術の使用が一般に認められた国際法の原則及び適用規則に従っているかどうかの問題を取扱わないことを了解する」となっている。第三条二項は、生物兵器禁止条約第一〇条一項と同じように、平和利用のための情報交換を容易にしましたそれに参加する権利を締約国に認め、さらに可能な国は平和利用に関する国際的経済・科学協力に貢献することを規定する。これと同様の趣旨は、核拡散防止条約第四条二項にもみえる。

核拡散防止条約や生物兵器禁止条約はいわゆる部分的軍縮措置を定めた条約であり、それぞれの軍縮分野の例外ないし代償として、核や生物剤の平和利用を許容しそのための協力を規定しているのである。ところが環境兵器禁止条約は右のような類似の平和利用規定を置きながらそれと対応するはずの環境変更技術の軍縮規定に相当するものをもたず、すでにみたように第一条にその軍事的又は敵対的使用を禁止しているにすぎない。CCDにおいてスエーデン⁽⁷⁰⁾は、米ソ同一条約案第三条について、この条文全体は敵対的目的 (a hostile purpose) が含まれないかぎり環境変更技術の使用は許されるという誤った解釈に導くことになるが、これは危険である、と指摘していた。しかしこの条約のどこにも軍事的に利用しうる環境変更技術の開発や準備を禁止する規定はない。またこの技術については第三条からも情報交換の義務は引き出せない。これは軍縮措置を定めた条約ではないとみなさなければならぬゆえである。従って、第三条はスエーデンのいうように誤った解釈に導くというよりもあたかもこの条約が環境変更技術の軍縮措置であるかのような錯覚をおこさせる陥穽のある規定であるといえるであろう。

(4) 条約適用のための手続と機関

この条約の履行ないし遵守の手續・方法と違反問題を取扱う機関については、第四条と第五条が関係する。第四条は各締約国が自国の憲法上の手續に従い、条約規定違反の活動を禁止及び防止するための措置をとるよう約束することを定めるもので、当初のソ連条約案第四条、米ソ同一条約案第四条と同様の規定である。C C Dでは、オランダ⁽⁷¹⁾が本条のような国内立法のための規定の必要性について疑問を投げかけ、同国が生物兵器禁止条約第四条の規定のためにその批准が遅れたように本条約の批准を遅らせる結果を招きかねない⁽⁷²⁾と述べた。しかし、米ソ⁽⁷³⁾とも本条の目的が締約国内での条約の法的履行をめざすものにすぎず、各国がその履行手續を自由に決定しうることを定めたものであると説明し、大勢も本条の規定は本質的なものではないがそれを維持するにやぶさかでないという見解であった⁽⁷³⁾。

たしかに第四条は本条約の目的上は補足的な規定にすぎないといえる。なお類似の規定を置く生物兵器禁止条約第四条は「各締約国はその憲法上の手續に従い、その国の領域内又はどこであれその管轄若しくは管理下にある」生物剤や毒素剤、その運搬手段の「開発、生産、貯蔵、取得又は保有を禁止及び防止するために必要な措置をとらなければならぬ」としている。しかし生物兵器禁止条約の場合その禁止対象となる剤や運搬手段の全面廃止（軍縮）がその条約の目的であり、そのためには立法はじめ国内措置がいわば不可欠であるともいえよう。

しかし本条約の目的は第一条に示されたように他国⁽⁷⁴⁾に対する環境変更技術の軍事的又は敵対的使用禁止であり、その履行のためにすなわち普通には敵対行為中に他国にそれを使用しないためにわざわざ国内措置が必要なものか。少くとも第四条の実益については大いに疑問であるといわなければならない。当初のソ連条約案は各国内での開発を含め環境変更技術の全面禁止（軍縮）を目的としていたのであり、それゆえその第四条は生物兵器禁止条約第四条と同じ存在意義を有していたといえる。ソ連条約案と成立した条約ではその目的が大きく修正されたにもかかわらず、第

四条を同文のままに残したためその存在理由が問われることになったのである。この点にも、第三条の平和利用規定と同じく、本条約が軍縮条約でないにもかかわらずそのカテゴリーの外観を残そうとした形跡がうかがえる。

次に本条約第五条は、条約適用に関する争いの解決の方法、機関、および違反の申し立てのある際の取扱いを定めている。

当初のソ連条約案ではこの問題の処理はもっぱら国連安全保障理事会に委ねられていた(第五条)が、米ソ同一条約案第五条の規定は、生物兵器禁止条約の苦情手続規定(第五一七条)や海底非核化条約第二条を見習い、条約の目的又はその適用との関連で生ずる問題の解決に対する締約国の協議及び協力は国連の枠内であつて国連憲章に従つた適切な国際的手続を通じて行なうこと、違反のある場合に国連安保理に苦情を申し立てうること、などである。

CCDでは、かなりの数の国から、苦情を申し立てられた安保理の調査実施について拒否権発動に対する懸念が表明され、調査の場合には拒否権の行使されない手続問題とみなさるべきであるという意見も表明された。⁽⁷⁴⁾ またオーストラリアとルーマニア⁽⁷⁵⁾は、苦情申し立ての場合に世界気象機関(WMO)および国連環境計画(UNEP)が補助的役割ないし偶発的(accidental)使用か敵対的使用かの決定を助ける役割を演ずるべきであると示した。さらにオランダは、拒否権の不平等性などを理由に安保理が苦情を申し立てる国の証拠を調査する唯一の機関であることに反対し、安保理の介入前に専門的に問題を調査する中間機関(intermediate body)が必要であるとして、そのようなものとして軍縮機関(disarmament agency)の設置を賛成を表明した。しかし当面、専門家の援助をえて国連事務総長に事実認定権限を与えるべきでまた条約締約国からなる委員会が事務総長を助けることもできる。この場合、苦情は事務総長が同委員会に申し出られ、同委員会は単純過半数又は三分の二の多数で決定を行ない、事務総長に安保理への

報告といったとるべき行為を勧告する。⁽⁷⁶⁾

このオランダ提案にはスエーデン、アルゼンチン、西ドイツなどが支持を表明したが、ソ連は、技術的ではなく政治的問題の解決に国連行政の最高責任者の助けをあてにすることは適切ではないとしてオランダ提案に同意せず、第一条と第五条は注意深く作成されたバランスを示し最適の解決方法でありくつがえさるべきでないとしながら、ただこの条約のコントロール・システムはWMOとUNEPのような現存の機関又は締約国専門家からなる特別に設置された委員会の参加（これらの機関の機能が所与のケースの諮問の便宜に限定されるかぎり）を含みうることを認め⁽⁷⁸⁾た。米国も、第五条が違反を押し止しそれが発生した場合にはそれを取扱う実際の効果をもつという必要を満足させるものであるとしながら、安保理に訴える前に国連の枠内での適切な諮問手続を強調した。⁽⁷⁹⁾

その結果、修正条約案第五条はこの国際諮問手続について新しい表現を追加した。すなわち、国際手続には「適当な国際機関」ならびに「専門家協議会」による任務を含めうるものとし、後者については第二項を新設して同協議会の構成や活動（事実調査）を規定した。⁽⁸⁰⁾ この追加条項を含めて第五条の規定が承認された。

右のような成立過程を考慮に入れると、第五条は事実調査の権限を安保理のほか、国連の枠内で適当な国際機関（WMOやUNEP⁽⁸¹⁾がその機関として考えられる）や専門家協議会（その機能や手続は条約「付属書」中に示される）にも与え、そのいずれを選ぶかは締約国の選択によることになる。もともと条約義務違反の苦情は安保理に申し立て、安保理がその違反の結果損害を蒙った又は蒙る可能性のある国への援助決定（いわば政治的決定）を行なうことになる。

本条約の禁止する環境変更技術が使用されたか否かの事実認定はおそらく安保理よりも適当な国際機関や専門家協

議会の方が一般には適任と思われる。安保理という政治的機関のみに事実調査を任せないという第五条の規定ぶりはCCDでの米ソ以外の国々のいわば巻き返しの結果ともいえるが、援助を提供するか否かの決定権は安保理に残されたためこの種の決定は手続問題でない以上かなりの国が懸念した拒否権行使の可能性は除去されていない。

以上みたような本条約規定遵守の保障制度はすでに生物兵器禁止条約などいくつかの軍縮条約で採り入れられている制度に基本的には沿ったものであるが、環境変更技術の軍事的又は敵対的使用が一般には武力紛争時に行なわれることを想定してみれば、国際人道法の履行手続やその機関がこの場合にも適用されるかどうか、また本条約の制度とどのような関係に立つか、などの問題が提起される。

国際人道法とくに一九四九年ジュネーブ条約および一九七七年追加議定書に照らしてみれば、環境変更技術の使用がこれらの文書の保護対象を侵害しあるいはその諸規定に違反すれば、右文書の履行確保制度が作用しうることになるのは当然である。ただその場合、国際人道法の規定(その大部分は戦争犠牲者保護に関するもの)の違反があるか又はあるかも知れないという事実からその履行手続が作用するのであって、違反を引き起こした原因が右文書そのものには規定のない環境変更技術の使用によるから当然作用するというのではない。しかし第一追加議定書は害敵手段に関する規定をおき、前述のように第三条三項と第五条で自然環境破壊の戦闘方法・手段の使用禁止に関する直接の規定をも定めた。従って本条約の対象となる環境変更技術の使用がそのまま追加議定書の右関連規定の適用又はその違反の場合となりうることは避けられない。その場合、追加議定書の側からみれば同議定書の履行確保制度が適用されるのであり、本条約第五条の規定の適用と一見競合することが起こりうる。

追加議定書の履行確保制度はその第五条に規定する利益保護国制度⁽⁸²⁾であり、これはジュネーブ条約の同制度をある

程度修正したものであるが、紛争当事国に利益保護国（又はその代理）の指名と受諾を完全に義務づけているのではなく最終的には紛争当事国の同意を必要とするものとしてゐる。従つて利益保護国制度が追加議定書の適用確保のためにつねに作用する保障はない。さらにまたこの制度は捕虜の待遇の監視など相手紛争当事者の掌中にある者の保護のためにはかなり有効な制度ではあるが、環境変更技術のようないわば害敵手段使用に関する履行確保制度としてはそれほど適切なものとはいいがたい。

むしろ第一追加議定書第九〇条の国際事実調査委員会の方がこの問題についてはより有効な機関であるように思われる。この国際委員会は少くとも二〇の締約国が同委員会の権限の受諾に同意したとき、それらの国の代表の会合により秘密投票で選ばれる「徳望高くかつ公平性の認められた」一五名の個人資格のメンバーから構成される。このメンバーは次の会合での新メンバーの選挙までその委任を行使するのであるから、この国際委員会はいわば常設的なものが意図されているといえる。国際委員会の権限はジュネーブ条約および追加議定書の定める重大な違反行為（*Gravestraction grave*）又は他の重大な違反（*violation grave*）があったという主張についての調査および仲介を行なつて規定の遵守に戻らせる便宜をはかることである。他の状況においては、同委員会は一紛争当事国の要求による調査を他方の紛争当事国が同意した場合にのみ行なうことができる。すべての調査は七名からなる部（*Chambre*）によつて行なわれる。国際委員会は関係当事者に対しこの部の調査結果に関する報告を提出しかつ適當と判断する勧告を行なう。

このような国際委員会制度はそれが発足すれば、本条約第五条の制度よりさらに客観的かつ公平に機能しうるものであろう。たとえば一定の環境変更技術の使用がもし重大な違反行為に該当するとすれば、国際委員会が独自の判断

で調査を行ない報告書を提出しそれに適切な勧告をも付しうるのである。ただこの国際委員会の権限を当初から受入れていない国に対して、同委員会はその活動を行ないえないと思われる。

本条約第五条との関係でみれば、環境変更技術が使用された場合、その相手被害国は本条約からは一方的に安保理に苦情を申し出てその決定を待つことができるが、安保理の決定にはかなりの政治的配慮がつきまとうのは避けえないであろう。他方、追加議定書の国際委員会の場合には、右技術の使用国と相手被害国が同委員会の権限を認めている場合にしか機能しえないが、その行なう事実調査などはより客観的ないし非政治的なものとなる可能性が高い。かくして、本条約第五条が安保理以外に適切な国際手続を認め適当な国際機関もあげているから、追加議定書第九〇条の国際委員会が右の国際機関として指定されるかという問題が生じよう。しかし条約第五条は右の国際手続が国連の枠内であつ国連憲章に従って行なわれることを定めているところからみると、国連の枠外にある右国際委員会を問題の国際機関として指名することは無理であろう。

このような二つの履行手続制度の違いからみて、環境変更技術が武力紛争において使用された場合、本条約第五条の手続と追加議定書第九〇条の手続が同時に競合してその使用をめぐり調査、勧告、決定といった手段をとることがありうるであろう。そうした場合、二重の調査が望ましいかどうかまた調査結果にくい違いの出る場合はどうするかといった疑問も抽象的には考えられる。しかし、同じ環境変更技術の使用という事態についても本条約と追加議定書の規定内容に既述のようにずれやアプローチの違いがあることを考慮に入れれば、両者の手続規定の競合的適用は必ずしもつねに不合理であるとはいえないであろう。

(5) 再検討会議

最近の軍縮関係条約などにはその条約の目的や規定の遵守あるいはその運用について改めて検討するための再検討会議に関する条項を設けているものが多い。本条約も第八条において再検討会議開催の規定をおいている。すでに当初のソ連条約案第九条にこれに関する条項が含まれていたが、米ソ同一条約案にはなく、CCDの討議でこの条項挿入が勧められ、ソ連条約案のものよりさらに詳しい規定の仕方 で成文化された。

CCDでは多くの国が再検討会議条項を条約中に入れるべきであるとする見解を支持した。再検討会議召集の仕方については、ソ連条約案タイプの規定(条約発効後五年又はそれ以前でも締約国の過半数の要求で開催)がよいとする意見(ブルガリア、モンゴル)、定期的再検討会議の開催を勧める意見(カナダ、オランダ)、締約国の過半数の要求による会議召集を支持する意見(カナダ、日本、英国)などに分れたが、結局それらの意見をほとんど含めた第八条が成立した。

第八条の特徴は、まず再検討会議召集理由として条約の目的や規定の遵守確保のための条約運用の再検討という諸条約の再検討条項にいわば共通な表現に加えて「とくに、環境変更技術の軍事的又は他のいかなる敵対的使用の危険を除去することに關する第一条一項の規定の実効性を調査する」(一項)としている点である。会議召集時期については、大抵の再検討会議条項にあるように条約の効力発生の五年後という規定のほか、「その後五年より短くない間隔で、締約国の過半数が寄託者にこの主旨の提案を提出する場合」の会議開催(二項)、さらに「前回の再検討会議の終結から一〇年以内に本条二項に従った再検討会議が開催されなかった場合」には、会議開催に関する締約国の意見が求められ、締約国の三分の一又は一〇カ国の肯定的回答があれば寄託者は会議開催の措置を直ちにとる、という

詳細な規定をおいている。

本条約の対象とする環境変更技術のあるものは条約作成時点ですでに若干の国では現実のものとなっており、今後の科学技術の発達によりどのような新しいかつ危険な環境変更技術が開発されるかも知れず、またこの条約規定〔「広範……」の表現〕が既存の又は将来の環境変更技術の軍事使用を防止するのに有効かつ適切なものであるかどうかについても再検討の必要があるから、第五条一項のいう第一条一項の実効性を会議で調査するという規定も、条約発効から五年後の最初の再検討会議以降の会議開催規定ともに妥当なものであるといえる。またCCDの「第八条に関する了解事項」は再検討会議においても条約改正提案を検討しうるものと了解している。⁽⁸⁶⁾

これまで開催された他条約の再検討会議(核拡散防止条約は一九七五年、⁽⁸⁶⁾海底非核化条約は一九七七年、⁽⁸⁷⁾いずれも発効後五年目)の状況をみると、とくに軍縮条約においては技術の発達とやらんで条約の目的や規定の実現程度を監視する意味からもこの種の会議は重要でありかつそれなりに成功してきたといえる。本条約は環境変更技術の軍縮条約ではないとはいえ、その再検討条項の中心が条約の目的や運用の再検討にある以上、軍縮措置をその域外に放置するこの条約の規定の当否も改正の要否も合わせて検討されるべきであるし、それについては前記の軍縮条約の再検討会議の経験が参考になるであろう。

- (1) The United Nations and the Disarmament 1970-1975, Sales No. F. 76. IX. 1.
- (2) The United Nations Disarmament Yearbook, Vol. 1, 1976, Sales No. E. 77. IX. 2.
- (3) SIPRI, Yearbook 1975, op. cit., p. 432.
- (4) 一九七六年四月一日CCDにおける日本の小木曾代表発言によると「この条約は、将来開発されるであろう環境変更技術を主たる対象としており、その意味で極めて予防的性格の強い軍縮措置であることが改めて認識される」とある〔国連お

- よびジュネーブ軍縮委員会における軍縮問題についての日本国代表発言集(第七集)「国際連合軍縮室一六ノージ」。
- (5) スウェーデンのコメント (CCD/479) 参照。
- (6) 部分的核実験禁止条約前文一項、核拡散防止条約前文二一項、第六条、海底非核化条約前文四項、第五条、生物兵器禁止条約前文一項参照。
- (7) CCDにおける連なび社会主義諸国「英国」代表の発言参照 (Report of the CCD, Vol. I, General Assembly, Official Record: Thirty-Second Session, Supplement No. 27 (A/32/27), par. 236. なお「ロシア」の「この条約は、軍縮分野におけるヒューラインを開始し、以前には軍縮交渉における討議の主題では決まらなかった領域に入る自然の力の使用への軍備競争の拡大の防止を助け」(V. Levonov, The USSR in the Struggle for Disarmament, International Affairs 1977/5, p. 42.)。
- (8) CCD/PV. 691.
- (9) CCD/PV. 698.
- (10) ノルウェー (CCD/PV. 724)「ノルウェー」(CCD/PV. 695)「フィン」(CCD/PV. 697)「オーストリア」(CCD/PV. 701)「オースタ」(CCD/PV. 717)。
- (11) CCD/PV. 724.
- (12) CCD/PV. 710.
- (13) Report of the CCD, Vol. I, (A/31/27), op. cit., par. 300.
- (14) 英国 (CCD/PV. 695)「西独」(CCD/PV. 697)「スイス」(ibid.)「日」(CCD/PV. 699)「フィン」(CCD/PV. 701)。
- (15) Report of the Working Group on the Prohibition of Military or Any Other Hostile Use of Environmental Modification Techniques (CCD/518), in Report of the CCD, Vol. I, A/31/27.
- (16) CCD/PV. 703.
- (17) CCD/PV. 727, in Report of the CCD, Vol. I, op. cit., par. 387.
- (18) Report of the CCD, Vol. I, op. cit., par. 377.
- (19) Ibid., pars. 334-343.

- (20) 西ドイツ (CCD/PV. 697)°
- (21) 英国 (CCD/PV. 699)°
- (22) ホランド (CCD/PV. 692)°
- (23) ノーランド (CCD/PV. 701)°
- (24) ベキスタン (CCD/PV. 717)°
- (25) Report of the CCD, Vol. 1, op. cit., p. 91.
- (26) ノルセンチンは第一條一項、第二條及びそれらの了解事項に反対を表明した (Special Report on the Question of a Convention to Prohibit Environmental Warfare, Annex I: Report of the Working Group on the Prohibition of Military or Any Other Hostile Use of Environmental Modification Techniques, op. cit., par. 6)°
- (27) 生態学的キヌタン (ibid., par. 13) 及び「生態学的キヌタン (ecological balance)」の付加を要求した。ただし「ヤマトン (ibid., par. 15)°」キヌタン (ibid., par. 18) 及び第二條の「変更を加える」の語は「又は影響を及ぼす (or affecting)」との語の追加を要求した。
- (28) CCD/PV. 703.
- (29) 一九七六年第三二国連総会でのこの条約キヌタンに関する審議に於けるキヌタン (Press Release GA/5469, 4 Oct. 1976) などの発言参照。なお、軍縮特別総会準備委員会に提出された諸国の文書の中にも環境兵器の全面禁止を掲げるものがある。たとえはメキシコは一九七八年軍縮特別総会後の「三年軍縮プラン」に含まれるべき一五の措置の一つに「軍事的又は他の敵対的目的で環境を変更するためのすべての科学的又はテクノロジーシカルな技術の使用を禁止するための環境戦争に関する条約の起草」をめぐらる (Mexico, Working Paper: Outline of a draft final document of the Special Session of the General Assembly devoted to Disarmament, A/AC. 187/89/Add.1) でありキヌタン (A/AC. 187/50)°」ノートに V. Levonov, op. cit., p. 41.
- (31) 当初のソ連条約案第一條には「國際の安全、人類の福祉及び健康の維持に反する軍事的及びその他の目的」という表現がみられる。

- (32) CCD/PV. 691.
- (33) CCD/PV. 698.
- (34) CCD/PV. 703.
- (35) CCD/PV. 698.
- (36) CCD/PV. 695.
- (37) CCD/PV. 699.
- (38) CCD/PV. 697, 702.
- (39) キンホソ (CCD/PV. 702)° ノルガリン (CCD/PV. 703)°.
- (40) ホランヌ (CCD/PV. 692)° ノラン (CCD/PV. 697)° 日本 (CCD/PV. 699)° キントム (CCD/PV. 701)°.
- (41) ソ連 (CCD/PV. 698)° ほかにカナヌ (CCD/PV. 699)° キンホソ (CCD/PV. 702)° ノルガリン (CCD/PV. 703)° ヲン
ヌ (CCD/PV. 710)°.
- (42) ノホーホソ (CCD/PV. 697)° 日本 (CCD/PV. 699)° キントム (CCD/PV. 701)° キキヌタン (CCD/PV. 717)° 西ムン
ソ (CCD/PV. 697)° イタリン (CCD/PV. 701)° ノーベリン (CCD/PV. 703)°.
- (43) 米國 (CCD/PV. 691)° ソ連 (CCD/PV. 694)°.
- (44) ノルガリン (CCD/PV. 694)°.
- (45) 英國 (CCD/PV. 695)°.
- (46) ソ連 (CCD/PV. 698)° 米國 (CCD/PV. 703)°.
- (47) CCD/PV. 692.
- (48) CCD/PV. 697.
- (49) たぐヌソ 一九六一年核兵器使用禁止宣言 (A/RES/1653 (XVI)) の採択をめぐる総会第一委員会との討議 (A/C.I/SR.
1176-1194) 参照。最近の例ではカーター米大統領は、一九七七年一月四日国連総会における演説に於いて、「自衛の場
合、すなわち合衆国つまりわれわれの領土又は軍隊に対する現実の核兵器又は通常兵器攻撃あるいはわれわれの同盟国に対
する同様の攻撃の状況における場合を除いて、われわれは核兵器を使用しなからばあらず」と宣言した (A/32/PV. 18)°.

- (50) 国際法委員会の国家責任条約草案第一九条三項の。これに關する國際法委員会のコメントリー (Annuaire de la Commission du Droit International, 1976, Vol. II, 2e Partie, pp. 89 et. s.) 参照。
- (51) Protocoles Additionnels aux Conventions de Genève du 12 août 1949, 々の全条文は Revue internationale de la Croix-Rouge, N° 704-705 に掲載されている。
- (52) 第三三条三項の提案を比べ CDDH/III/222 (ノーストラリア、ソ連、インドネシア、シンガポール、スロバキア、モルダヴィア、東ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、オーストリア、チッコロ、キプロス、トルコ、リトアニア) CDDH/III/238/Add. 1 (カタール民主共和国、サウジアラビア)。第四八条 bis の提案を比べ CDDH/III/64 (シンガポール、東ドイツ、チッコロ、キプロス) CDDH/III/60 (ノーストラリア) (第四九条 bis 提案)。
- (53) 第二八条 bis の提案を比べ CDDH/III/275, CDDH/III/282。
- (54) biotope ヌルーンの報告書 (CDDH/III/GT/35) 参照。
- (55) 第三三条三項採択を以て経過として、Conference diplomatique sur la réaffirmation et le développement du droit international humanitaire dans les conflits armés, Deuxième Session, Commission III, Rapport, CCDH/215/Rev. 1, pars. 23-28. 第四八条 bis として、ibid, pars. 78-83.
- (56) Sweden, Comments on draft convention on the "Prohibition of military or any other hostile use of environmental modification techniques" made in a statement by Mrs. Inga Thorsson in the First Committee of the United Nations General Assembly, 14 Nov. 1975 (CCD/479). また人道法會議第三委員会では、ノーストラリアが自らの提案 (CDDH/III/60—第四八条 bis) の説明の際、それは三連条約案と比較してより制限的目的をもち武力紛争においてのみ有効であり、三連条約案を侵害するものではないと述べた (CDDH/III/SR. 20. par. 3)。また三連条約案をノーストラリアの第四九条 bis の考えから三連条約案のそれと同じではないと比べ、同提案を支持した (ibid, par. 10)。
- (57) 第四八条 bis (CDDH/III/276) 第一項の "au point de perturber la stabilité de l'écosystème" という表現は反対二六、賛成二五、棄権九のその削除が決定された (CDDH/III/SR. 38 par. 16)。「エコシステムの安定」という表現に反対した三連の見解は CDDH/III/SR. 38 par. 41.
- (58) CDDH/215/Rev. 1, op. cit., par. 27. 第四八条 bis について、第三委員会報告書は「委員会は、第三三条三項に

表明された基準を一般市民に関する要素を付加して承認した」(ibid, par. 81)と述べらる。

- (59) 原文は “which are intended or which may be expected to cause” “qui sont conçus pour causer, ou dont on peut attendre qu'ils causent”。
- (60) オーストラリアの見解参照 (CCD/480)°。
- (61) 同条(↓第五五条)の「健康又は」という表現は第三委員会での票決の結果、賛成四八、反対八、棄権七で維持された (CDDH/III/SR. 38. par. 17)°。
- (62) CDDH/215/Rev. 1, op. cit., par. 82.
- (63) ノルセンチン (CCD/PV. 686)°、マシントラ (CCD/PV. 701)°。
- (64) ノンガリ (CCD/PV. 693)°、ノナガリ (CCD/PV. 703)°、トントラ (CCD/PV. 701)°。
- (65) CCD/PV. 692.
- (66) CCD/PV. 688, 691.
- (67) ソ連 (CCD/PV. 726)°。
- (68) たとえば、日本は米国が平和活動に公開を基礎とする保障を与えたことを歓迎し、その技術情報を知らせ、情報の自由な国際交換に協力するよう他の諸国に要請した (CCD/PV. 699)°。
- (69) Report of the CCD, Vol. 1, A/31/27, op. cit., p. 92.
- (70) CCD/PV. 697.
- (71) CCD/PV. 692.
- (72) 米国 (CCD/PV. 691)°、ソ連 (CCD/PV. 726)°。
- (73) たとえば、インド (CCD/PV. 710)°。
- (74) スウェーデン (CCD/479 and CCD/PV. 697)°。
- (75) オーストラリアのワーキング・グループ (CCD/480)°、ルーマニア (CCD/PV. 703)°。
- (76) オランダ (CCD/PV. 692)°。なお同国はこの種の委員会設置の例としてSALTの結果署名された弾道弾迎撃ミサイル (ABM) 制限条約において設けられた常設諮問委員会をあげた。

- (77) スエーデン (CCD/PV. 697)° フルセンヤン (CCD/PV. 695)° 西ドイツ (CCD/PV. 697)°
- (78) ソ連 (CCD/PV. 698, 705)°
- (79) 米国 (CCD/PV. 688, 691)°
- (80) なお第五条に関するソ連のコメントは Report of the CCD, Vol. I, A/31/27, op. cit., par. 377.
- (81) UZMAの軍縮に関する活動については The United Nations Disarmament Yearbook, Vol. 1, 1976, op. cit., p. 255.
- (82) この制度については、竹本正幸「国際人道法における履行監視制度—利益保護国制度強化のための最近の試み—」法学論集二六巻四・五・六合併号。
- (83) たとえば核拡散防止条約第八条三項、海底非核化条約第七条、生物兵器禁止条約第一二条。なおシネネン条約第一追加議定書第九七条、第二追加議定書第二四条は改正提案検討会議によって規定する。
- (84) たとえばオランダ (CCD/PV. 692)° 英国 (CCD/PV. 695)° ノーホックヤン (ibid.)° モントラル (CCD/PV. 702)° ルーヴリン (CCD/PV. 703)° ノルウェー (ibid.)° ヴンツ (CCD/PV. 710)°
- (85) Report of the CCD, Vol. I, A/31/27 op. cit., p. 92.
- (86) Final declaration of the Review Conference of the parties to the Treaty on the non-proliferation of nuclear weapons, 30 May 1975 in SIPRI Yearbook 1976 pp. 403-413.
- (87) 海底非核化条約の再検討会議最終宣言 (STB/CONF/25/II) は同条約第七条によって次のように述べた。「会議は、一九七二年以来、条約の作用に影響を及ぼす重大な技術的発達が生じたことを示すいかなる情報も同会議に提出されなかったことに留意する。しかし会議はこのような発達を引続き再検討する必要を認め、本条約締約国と協議の上、CCDにこの目的のためにアドホック専門家グループの設置を検討するよう要請する。……会議は第七条に規定された再検討機構の重要性を認識し、締約国の過半数がその延期の意向を寄託者に示さないかぎり、次の再検討会議をシネネンで開催することを決定する。すなわち「次の再検討会議は一九八四年より遅くなく時期に召集されなければならない。」(Review Conference of the Parties to the Treaty on the Prohibition of the Emplacement of Nuclear Weapons and Other Weapons of Mass Destruction on the Sea-Bed and the Ocean Floor and in the Subsoil Thereof, Final Document Part II. (SBT/CONF/25/II) pp. 4-5.)

四　む　す　び

以上の考察だけから、環境兵器禁止条約を中心とする環境兵器の法的規制の現代国際法における決定的位置づけを行なうことは早計であろう。しかし、本条約のいくつかの特徴的性格を指摘することはできる。

まず、本条約は一定の環境変更技術の使用禁止を唯一の目的とする条約であるが、技術の使用禁止の敷居は高く、今日までの武力紛争で現実に使用されたものはほとんど条約の禁止対象に入らないことになろう。⁽¹⁾従って本条約は、これまで使用されたことのある環境変更技術や第一条の敷居以下のその使用を、その直接禁止規定がないことによるいわば白紙の評価から離れて、むしろ「合法化」する役割を果すことにもなる。⁽²⁾戦争法の最近の発展に照らしても、害敵手段の使用禁止・制限の成文化が最も遅れている中で、第二次大戦後はじめてともいふべきこの使用禁止条約の結果が右のようなものにとどまったことは今後のこの種の条約作成に好ましくない影響を及ぼしかねない。ただ再検討会議において第一条の実効性が調査されることは右の点を確認する意味においても有益であろう。

次に、本条約は使用禁止される環境変更技術の開発や準備を制限・禁止するような部分的軍縮条約ないし軍備規制のカテゴリーに属するものではない。いくつかの国が本条約を軍備制限措置として位置づけ評価しているのは的確ではない。もっとも、本条約は一般に軍縮条約にみられる諸規定—平和利用に関する規定、苦情処理手続規定、再検討会議規定—をおいているが、これらはいわば周辺の規定であってそのために本条約が軍縮条約になるわけではない。それどころか、環境変更技術を開発する能力のある大国にとって、本条約を契機に、違法や不道德の嫌疑をかけられることなく自由とその技術を軍事的にも開発利用する道が開かれたとさえいいうる。⁽⁴⁾

最後に、本条約の起草過程の中にこそその特質を見出すかが隠されているように思われる。本条約の起源はベトナム戦争とストックホルム国連人間環境会議という外在的圧力要因にあり、CCDにおける核軍縮不進行や化学兵器軍縮条約の遅滞状況の中でそれら軍縮の早期達成を期待する国々や国際世論の批判をかむすために急遽取り上げられたテーマがこの環境問題であった。若干の国はこのテーマを優先議題とすること自体に疑問を提起していたことを想起する必要がある。

本条約の内容が戦争法の観点からほとんど現実性をもたずまた軍縮の観点から全く無価値なものとなったのは、右のような理由から本条約を推進した国々の間で環境兵器の完全禁止やその軍縮をめざす意図が弱いかほとんどなかったことの反映であるというのはいいすぎであろうか。データントは軍縮条約の成立にとり一般に有利な状況をもたらすともいえようが、その状況下に生れた本条約はこのデータントが他面軍縮問題の解決に与える限界ないしマイナス面を暴露したものである。本条約の意義に批判的ないし留保的態度を示した国々が一般に、真の軍縮や核使用禁止条約の成立をめざす国連軍縮特別総会の熱心な支持者であるのは、矛盾ではなく本条約の現代国際法における位置を間接的に示すものであるといえる。ただ、本条約の再検討会議などをきっかけに環境変更技術のより広い使用禁止やその軍縮への動きが始まることを期待したい。

- (1) 本条約に関する SIPRI の評価 (World Armament and Disarmament, SIPRI Yearbook 1977, p. 18) 参照。
- (2) 条約成立後々々シロなびづくのかの国は、本条約を望ましくなく軍事活動の国際文書による合法化として批判する (CCD /PV. 728 in Report of the Conference of the Committee on Disarmament, Vol. 1, A/32/27, par. 237)。同様に Michel Vincineau, *Environment, une nouvelle arme de guerre in Le Monde Diplomatique*, Avril 1977 No. 277.
- (3) たとえば、連は本条約を CCD の集団的努力から引出された重要な軍備制限措置 (arms limitation measure) とし、位

置けられた (CCD/PV. 750)。

(4) M. Vincineau, op. cit.

(5) たよえぼイランの見解 (CCD/PV. 731)。

参考資料

環境変更技術の軍事的又はその他の敵対的使用の禁止に関する条約*

* 訳出にあたっては外務省国連局軍縮課による仮訳文も参照した。

この条約の締約国は、

平和を強化することの利益に促され、並びに、軍備競争を停止し、嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮を達成し、かくして新しい戦争手段の使用の危険から人類を救うという目的に貢献することを欲し、

軍縮分野におけるさらに進んだ措置に向って効果的な進展をもたらすため交渉を続けることを決意し、
科学的及び技術的進歩が環境変更に関する新しい可能性を開きうることを認識し、

一九七二年六月一六日にストックホルムで採択された国際連合人間環境会議の宣言を想起し、

環境変更技術の平和目的のための使用は人間と自然の相互関係を改善しかつ現在及び将来の世代のための環境保存と改善に貢献しうるであろうことを認識し、

しかしながら、そのような技術の軍事的又は他のいかなる敵対的使用も人類の福祉にきわめて有害な効果を与えうるであろうことを認識し、

そのような使用による人類に対する危険を除去するため環境変更技術の軍事的又は他のいかなる敵対的使用も効果的に禁止することを希望し、かつこの目的達成に向って活動する締約国の意思を確認し、

また国際連合憲章の目的及び原則に従って諸国民間の信頼の強化と国際関係の一層の改善に貢献することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 一、各締約国は、他の締約国に対し、破壊、損害又は損傷の手段として、広範、長期又は重大な効果をもつ環境変更技術の軍事的又は他のいかなる敵対的使用も行なわないことを約束する。

二、各締約国は、いかなる国、国のグループ又は国際機関に対しても、本条一項の規定に違反する活動を行なうよう援助し、奨励し又は勧誘しないことを約束する。

第二条 第一条で用いられる「環境変更技術」とは、生物系、地かく、水圏、大気圏を含む地球のあるいは大気圏外の、運動、構成又は構造に——自然過程の人為的操作を通じて——変更を加えるあらゆる技術をいう。

第三条 一、この条約の規定は、環境変更技術の平和的目的のための使用を妨げるものではなく、またそのような使用に関する国際法の一般に認められた諸原則及び適用可能な諸規則を害するものではない。

二、締約国は、環境変更技術の平和目的のための使用に関する科学的及び技術的情報の可能な最大限の交換を容易にし、かつそれに参加する権利を有する。そうすることが可能な立場にある締約国は、世界の開発途上の地域の必要に十分な考慮を払って、環境の保存、改善及び平和的利用における経済的及び科学的国際協力を、単独で又は他の国若しくは国際機構と共に、貢献しなければならない。

第四条 各締約国は、自国の憲法上の手続に従い、その管轄又は支配の下にあるいかなる場所においても、この条約の規定に違反するいかなる活動をも禁止しかつ防止するために必要と考えるあらゆる措置をとることを約束する。

第五条 一、締約国は、この条約の目的に関連して又はその諸規定の適用において生じうるいかなる問題の解決にあつても、相互に協議しかつ協力することを約束する。本条に基づく協議及び協力は、国際連合の枠内であつその憲章に従つて適当な国際的手続を通じても行なわれることができる。この国際的手続は、本条二項に規定される専門家協議委員会並びに適当な国際機関の役務を含むことができる。

二、本条一項にいう目的のために、寄託者は、いずれかの締約国による要請の受理から一カ月以内に、専門家協議委員会を召集するものとする。いかなる締約国もこの委員会に一名の専門家を任命することができる。この委員会の機能及び手続規則は、本条約の構成部分をなす付属書に規定される。委員会はその活動中に委員会に提出されたすべての見解及び情報を含む事実調査の要約を寄託者に送付する。寄託者はその要約をすべての締約国に配布する。

三、いずれの締約国も、他の締約国がこの条約の諸規定に基づく義務に違反して行動していると信ずる理由のある場合には、国際連合安全保障理事会に苦情を申し立てることができる。その苦情の申し立てはその正当性を確認するすべての可能な証拠並びにすべての関連情報を含まなければならない。

四、各締約国は、安全保障理事会がその受理した苦情の申し立てに基づき、国際連合憲章の諸規定に従つて、開始しうるいかなる調査の実施にも協力することを約束する。安全保障理事会は、調査の結果を締約国に通報する。

五、各締約国は、この条約の違反の結果としていずれかの締約国が損害を蒙つた又は蒙る可能性があるとき、安全保障理事会が決定する場合には、援助を要請するその締約国に対して、国際連合憲章の諸規定に従つて、援助を提供し又

はこれを支持することを約束する。

第六条 一、いずれの締約国もこの条約の改正を提案することができる。いかなる改正案も寄託者に提出するものとし、寄託者はこれをすべての締約国にすみやかに配布する。

二、改正は、締約国の過半数による受諾書の寄託者への寄託のときに、改正を受諾したすべての締約国にとって効力を生ずる。その後は、残りのいずれの締約国についても、改正の受諾書の寄託の日に効力を生ずる。

第七条 この条約の有効期間は無期限とする。

第八条 一、この条約の効力発生の五年後に、締約国会議が寄託者によりジュネーブに召集される。会議は、この条約の目的及び規定が実現されるのを確保するためにこの条約の運用を再検討し、又とくに、環境変更技術の軍事的又は他のいかなる敵対的使用の危険をも除去することに関する第一条一項の規定の実効性を調査する。

二、その後五年より短くない間隔で、締約国の過半数が寄託者にこの主旨の提案を提出する場合には、同じ目的をもった会議を召集する。

三、前回の再検討会議の終結から一〇年以内に本条二項に従った再検討会議が開催されなかった場合には、寄託者はその会議の開催に関するすべての締約国の見解を求めるものとする。締約国の三分の一又は一〇カ国のいずれか——どちらの数がより少なくとも——が肯定的に回答する場合には、寄託者は会議召集のための措置をただちにとるものとする。

第九条 一、この条約は署名のためにすべての国に開放される。本条三項に従った効力発生前に本条約に署名しない国は、いつでもこの条約に加入することができる。

二、この条約は、署名国によって批准されなければならない。批准書及び加入書は国際連合事務総長に寄託される。

三、この条約は、本条二項に従って二〇の政府が批准書を寄託者に寄託したときに、効力を発生する。

四、この条約は、その効力発生後批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

五、寄託者は、すべての署名国及び加入国に対し、各署名の日、各批准書又は加入書の寄託の日、この条約及びそれに対する改正の効力発生の日、並びに他の通知の受領の日をすみやかに通知する。

六、この条約は、国際連合憲章第一〇二条に従って、寄託者により登録される。

第一〇条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託され、同事務総長は、その認証謄本を署名国政府及び加入国政府に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

年 月 日に 本書 通を作成した。

この条約への付属

専門家協議委員会

一、専門家協議委員会は、この条約第五条一項に従い、委員会の召集を要請する締約国により提起されるいかなる問題に関しても、適当な事実調査を行ないかつ専門家の見解を提供するものとする。

二、専門家協議委員会の作業は、本付属書一項に定める任務を遂行しうるような方法で組織されるものとする。委

員会はその作業の構成に関する手続問題について、可能ならばコンセンサスでさもなくば出席しかつ投票するもの
過半数により、決定する。実質問題については投票を行なわないものとする。

三、寄託者又はその代理は委員会の議長をつとめるものとする。

四、各専門家は、会合において、一又はそれ以上の顧問の援助を受けることができる。

五、各専門家は、議長を通じて、国及び国際機関から、委員会の作業の遂行のために望ましいと認める情報及び援
助を要請する権利を有するものとする。